

自動車業における表示に関する公正競争規約についての中古自動車に関する施行規則

下線部が変更箇所

変更後	変更前
<p>第1条 自動車業における表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第11条第1項の「見やすい場所」とは当該車のフロントガラスの内側で外側から見える所をいう。</p> <p>第2条 規約第11条第1項の「明瞭に表示する」とは、公正取引協議会の定める様式に従い、縦21.0センチメートル、横29.6センチメートル（A4判）以上の大きさの用紙に、次に掲げる大きさ以上の肉太の文字で表示することをいう。 (1) 販売価格 108級（2.7×2.7センチメートル） (2) 車名及び主な仕様区分 60級（1.5×1.5センチメートル） (3) その他の事項 40級（1.0×1.0センチメートル）</p> <p>第3条 規約第11条第1項第1号の「車名」を表示する場合には、ペットネームを併記するものとする。ただし、同条第2項及び第3項による表示にあつては、ペットネームのみの表示で足りるものとする。</p> <p>第4条 規約第11条第1項第1号及び第2項並びに第3項の「主な仕様区分」とは、グレード、排気量、ミッションタイプ等、価格を表示した車両を特定するために必要な項目をいうものとする。</p> <p>第5条 規約第11条第1項第2号の「初度登録年月（軽自動車にあつては初度検査年）」が不明の車両又は未登録若しくは未検査の車両並びに海外の自動車製造業者又はその輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）以外のものの発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両にあつては、初度登録年月（軽自動車にあつては初度検査年）に代えて製造年を表示するものとする。ただし、製造年に代えて年式又は年型を表示することができる。</p> <p>2 海外の自動車製造業者又はその輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）の発行する送り状又は売渡し証により輸入された車両にあつては、規約第11条第1項第2号の「初度登録年月（軽自動車にあつては初度検査年）」に代えて年式又は年型を表示することができる。</p> <p>3 規約第11条第2項及び第3項による同条第1項</p>	<p>第1条～第5条 （略）</p>

変更後	変更前
<p>第2号の「初度登録年月」の表示にあつては、「初度登録年」の表示で足りるものとする。</p> <p>第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、次の各号に定める車両価格に諸費用を加えた価格を表示しなければならない。</p> <p>(1) <u>車両価格とは、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格で、展示時点で既に装着済みの装備等を含む価格をいう。</u></p> <p>(2) <u>諸費用とは、保険料、税金(法定費用含む)、登録等に伴う費用(新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)をいう。</u></p> <p>2 前項に定める価格は、「支払総額」の名称で表示するものとする。</p> <p>3 価格の説明 (削除)</p> <p>(1) 第1項に定める価格を表示する場合は、<u>車両価格及び諸費用を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。</u></p> <p>(2) 次のいずれかの場合に該当するときは、前号に定める表示を省略することができるものとする。</p> <p>① 電波媒体による場合</p> <p>② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合</p> <p>4 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の「販売価格」の表示に割賦販売価格(ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。)を併記する場合には、次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 割賦販売価格</p> <p>(2) 頭金の額</p> <p>(3) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用</p> <p>(4) 割賦(ローン)手数料の料率(実質年率)</p> <p>(5) 残価精算時に、車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨等のローン終了時の条件等(残価設定方式ローン販売の場合)。ただし、</p>	<p>第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、<u>次のいずれかの方法により、表示するものとする。</u></p> <p>(1) 店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格</p> <p>(2) 前号に定める価格に保険料、税金、登録等に伴う費用等を加えた価格</p> <p>2 前項第2号に定める価格を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示するものとする。</p> <p>3 価格の説明</p> <p>(1) <u>第1項第1号に定める価格を表示する場合は、価格には、保険料、税金(消費税を除く。)、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を表示するものとする。</u></p> <p>(2) 第1項第2号に定める価格を表示する場合は、<u>同項第1号に定める価格を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>

変更後	変更前
<p>ラジオによる場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については尋ねられたい」旨を付記する等して表示を省略することができる。</p> <p>5 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」の表示には個人リース料金を含むものとし、個人リース料金を表示する場合には、次の事項を表示するものとする。ただし、ラジオによる場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、月々の支払額及び「支払条件等の詳細については尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</p> <p>(1) 頭金の額</p> <p>(2) リース料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用</p> <p>(3) リース支払総額</p> <p>(4) 設定残存価額（オープンエンド方式の場合）</p> <p>(5) リース料金に含まれる内容</p> <p>(6) リース契約に関する以下の事項</p> <p>① リース及び賃貸である旨</p> <p>② 中途解約できない場合はその旨</p> <p>③ リース期間終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨</p> <p>④ 車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨</p> <p>⑤ オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨等</p> <p>⑥ その他特記すべき事項</p> <p>6 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」の表示にはサブスクリプション等の名称で、一定期間、車両を賃貸する場合（借受人が事業者を除く使用者である場合）の賃貸料金を含むものとし、賃貸料金を表示する場合には、次の事項を表示するものとする。ただし、ラジオによる場合、表示スペースが小さい等の理由により表示が困難な場合には、月々の支払額及び「支払条件等の詳細については尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</p> <p>(1) 頭金の額</p> <p>(2) 賃貸料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用</p> <p>(3) 最低契約期間の賃貸料金支払総額</p>	

変更後	変更前
<p>(4) 設定残存価額（オープンエンド方式の場合）</p> <p>(5) 賃貸料金に含まれる内容</p> <p>(6) 賃貸に関する以下の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 賃貸である旨 ② 中途解約できない場合はその旨 ③ 賃貸終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨 ④ 車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨 ⑤ オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨等 ⑥ その他特記すべき事項 <p>7 競り上げ又は入札等によって販売価格を決定する方法により販売を行う旨を表示する場合は、次の事項を表示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競り上げ開始時の価格又は最低入札価格 (2) 価格に、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等が含まれている場合にはその旨、又は含まれていない場合にはその旨 (3) 販売数量や販売する際の条件、実施期間、実施方法等 <p>8 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」を購入者に交付する書面に表示する場合は、当該書面に次に掲げる事項を併せて表示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 販売時の走行距離数 走行距離数は走行距離計に示されたキロ数 ただし、次に掲げる場合には、各号に定めるところにより表示するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 走行距離計が取り替えられている車両 走行距離計のキロ数、走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数 ② 走行距離数に疑義がある車両 走行距離計のキロ数及び「？」の記号並びに推定できる根拠がある場合には推定キロ数（推定キロ数が表示できない場合には、「不明」と記入） ③ 走行距離計が改ざんされている車両 走行距離計のキロ数及び改ざんされている旨 (2) 保証の有無 (3) 定期点検整備<u>実施の有無</u> 	<p>8 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」を購入者に交付する書面に表示する場合は、当該書面に次に掲げる事項を併せて表示するものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 定期点検整備<u>実施状況</u></p>

変更後	変更前
<p>第7条 規約第11条第1項第4号及び第2項並びに第3項の「走行距離数」の表示は、展示時点の走行距離計に示されたキロ数（千キロメートル未満四捨五入。以下この条において同じ。）を表示するものとする。ただし、前条第8項第1号ただし書の規定は、規約第11条第1項第4号及び第2項並びに第3項に基づく走行距離数の表示について準用する（走行距離計のキロ数の表示を除く。）。</p> <p>2 販売業者は、走行距離数に関する書類が備え付けてある旨を一般消費者に明示するものとする。ただし、規約第11条第2項及び第3項による表示においては、これを省略することができる。</p> <p>第8条 規約第11条第2項及び第3項による同条第1項第5号の「自家用」の表示については、これを省略することができるものとする。</p> <p>2 規約第11条第1項第5号及び第2項並びに第3項の「営業用」とは道路運送法第2条に規定する自動車運送事業の用に供した自動車をいう。</p> <p>3 規約第11条第1項第5号及び第2項並びに第3項の「その他」とは、自動車教習所等において使用した自動車をいい、これを表示する場合には、その区分を明記するものとする。</p> <p>第9条 規約第11条第2項及び第3項による同条第1項第6号の「自動車検査証の有効期限」の表示にあつては、自動車検査証の有効期限の年月の表示で足りるものとする。</p> <p>第10条 規約第11条第1項第7号の「前使用者の点検整備記録簿の有無」の表示については、次の各号に定めるところにより表示するものとする。ただし、規約第11条第2項及び第3項による表示においては、これを省略することができるものとする。</p> <p>(1) 販売する中古自動車を店頭に表示する時点から遡って2年以内に道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備（以下「定期点検整備」という。）が行われ、かつ、点検整備記録簿が当該車両に備え付けられている場合に「有」と表示するものとする。この場合において販売業者は、「定期点検整備の内容」を付記するものとする。</p> <p>(2) 前号以外の場合には「無」と表示するものとする。</p> <p>2 販売業者は、前項の表示において「無」と表示した場には、走行距離数を確認した書類を備え付けておくものとする。</p>	<p>第7条～第10条（略）</p>

変更後	変更前
<p>第11条 規約第11条第1項第8号及び第2項並びに第3項の「保証の有無」の表示は、「保証付き」又は「保証なし」と同条第1項第3号及び第2項並びに第3項の「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。</p> <p>(1) 「保証付き」</p> <p>① 「保証付き」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の車両価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。</p> <p>② 「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。</p> <p>ア 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」</p> <p>イ 購入者には「保証書」の交付がある旨(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)</p> <p>③ 販売業者は、購入者には保証書を交付するものとする。</p> <p>④ 保証書とは、販売業者又は製造業者が自己の販売又は製造する自動車について、一定の条件の下に一定期間内に発生した故障に対して、主として無償修理する旨等を記載した書面をいう。</p> <p>⑤ 事業者は、保証書を作成する場合は、公正取引協議会の定める保証書作成要領に基づき作成するものとする。</p> <p>⑥ 販売業者は、購入者へ保証書を交付した日から保証満了日までの間保証書の写しを保存するものとする。</p> <p>(2) 「保証なし」</p> <p>① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の車両価格に含まれていないものをいう。</p> <p>② 「保証なし」と表示する場合において、有償で保証をつける場合又は新車保証の継承のために定期点検整備費用が必要な場合には、その旨を表示するものとする。</p> <p>第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施の有無」の表示は、次の各号に定めるところにより、規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に表示するものとする。</p>	<p>第11条 規約第11条第1項第8号及び第2項並びに第3項の「保証の有無」の表示は、「保証つき」又は「保証なし」と表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。</p> <p>(1) 「保証つき」</p> <p>① 「保証つき」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の現金価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。</p> <p>② 「保証つき」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 「保証なし」</p> <p>① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の現金価格に含まれていないものをいう。</p> <p>② (略)</p> <p>第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施状況」の表示は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p>

変更後	変更前
<p>(1) 販売業者が、<u>車両引渡しまでの間に定期点検整備を実施して販売する場合には、「定期点検整備付き」と表示するものとし、次に定めるところによる。</u> (削除) (削除)</p> <p>① 規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。 ② 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ③ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 (削除)</p> <p>(2) 前号に掲げる以外の中古自動車について、販売業者が販売する場合には、「定期点検整備なし」と表示するものとし、要整備箇所がある場合には、その旨を表示するものとする。</p> <p>第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備付き」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「<u>車両価格</u>」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 (削除)</p>	<p>(1) 販売業者が、定期点検整備を実施して販売する場合には、<u>次の2つに区分し、表示するものとし、それぞれに定めるところによる。</u></p> <p>① 「<u>定期点検整備あり(「済」)</u>」 ア 販売業者が、販売(展示)時までに定期点検整備を実施して販売するものをいう。 イ 規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。 ウ 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 エ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。</p> <p>② 「<u>定期点検整備あり(「納車時」)</u>」 ア 販売業者が、販売時以降、<u>車両引渡し時までの間に定期点検整備を実施して販売するものをいう。</u> イ 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ウ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり(「済」)」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「<u>現金価格</u>」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 2 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「<u>定期点検整備あり(「納車時」)</u>」と表示する場合は、次に掲げる事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p>

変更後	変更前
<p>第14条 規約第11条及び第12条に規定する「修復歴（車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴）」とは、販売する中古自動車について、次に掲げる車体の骨格に当たる部位を修正及び交換することにより復元されたものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フレーム（サイドメンバー） ② クロスメンバー ③ フロントインサイドパネル ④ ピラー（フロント、センター及びリア） ⑤ ダッシュパネル ⑥ ルーフパネル ⑦ フロアパネル ⑧ トランクフロアパネル <p>第15条 規約第11条第1項第10号及び第2項並びに第3項の「修復歴（車体の骨格に当たる部位の修正及び交換歴）の有無」の表示については、販売する中古自動車に修復歴がある場合に「有」と表示するものとし、修復歴がない場合は「無」と表示するものとする。</p> <p>第16条 規約第11条第2項及び第3項の「車台番号」の表示は、道路運送車両法第29条及び第30条に規定された車台番号の下3桁以上を表示するものとする。</p> <p>第17条 規約第11条第3項の「通信販売の必要表示事項」とは、次の各号に定める事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 送料が必要な場合には、その額 (2) 代金の全部又は一部の支払いが車両の引渡し前である場合には、支払の時期 (3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限 (4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容 (5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨 	<p>(1) <u>第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めて表示する場合</u> <u>当該整備に要する費用が含まれている旨</u></p> <p>(2) <u>第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めないで表示する場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>当該整備に要する費用が含まれていない旨</u> ② <u>当該整備の費用の額</u> <p>第14条～第17条 （略）</p>

変更後	変更前
<p>第18条 規約第12条第1項ただし書に規定する規約第11条第2項及び第3項の場合における表示は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 走行距離計が取り替えられている車両 走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数の表示を省略することができる。</p> <p>(2) 走行距離数に疑義がある車両 走行距離数に疑義がある旨を省略することができる。</p> <p>(3) 走行距離計が改ざんされている車両 走行距離計が改ざんされている旨を省略することができる。</p> <p>(4) 定期点検整備実施の有無が「定期点検整備なし」で要整備箇所がある車両 「要整備箇所については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。</p> <p>(5) 修復歴がある車両 「修復歴の部位については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。</p> <p>2 販売業者は、規約第12条第3項に規定する書面の写しを、作成した日から2年間保存するものとする。</p>	<p>第18条 規約第12条第1項ただし書に規定する規約第11条第2項及び第3項の場合における表示は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 定期点検整備実施状況が「定期点検整備なし」で要整備箇所がある車両 「要整備箇所については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第19条 規約第12条の2に規定するシールとは、次の事項を明瞭に表示するものとして、公正取引協議会が作成したものをいう。</p> <p>(1) 走行距離計が取り替えられている車両</p> <p>① 走行距離計の取替え前及び取替え後のキロ数</p> <p>② 走行距離計の取替えを実施した事業者</p> <p>③ 走行距離計の取替えを実施した年月</p> <p>(2) 走行距離計が改ざんされている車両</p> <p>① 走行距離計が改ざんされている旨</p> <p>② 走行距離計の改ざんが判明した年月</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>第20条 規約第15条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公取委事務局長通達第6号）によるものとする。</p>	<p>第20条 規約第15条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公取委事務局通達第6号）によるものとする。</p>
<p>第21条 規約第20条第4項の「期間」とは、同条第1項の措置を受けた日から3年とする。</p> <p>2 規約第20条第5項の「期間」とは、同条第3項の措置を受けた日から10年とする。</p>	<p>第21条 (略)</p>

附 則

この施行規則の変更は、令和5年10月1日から施行する。